

(健Ⅱ194F)
平成30年12月27日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守 国斗

消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について

2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）における対応方針については、厚生労働省に設置された「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において検討が行われてきたところです。

今般、同検討会における整理を踏まえ、今後の消費税率変更に伴う特定健診等に係る費用の取扱いに関するQ&A及び標準的な契約書の例（集合契約B）等について、別添のとおり、厚生労働省より各関係団体等宛て通知がなされ、周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の消費税率変更は年度途中に実施される予定であり、基本的な考え方は下記のとおりでありますので、来年度の特定健診等の契約にあたり、ご留意いただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、別添の「消費税変更対応に係る集合契約における標準的な契約書の例」、「集合契約における消費税率変更に係る標準的な覚書の例（代表保険者と地域医師会との場合）」につきましては、厚生労働省ホームページ（下記URL参照）に掲載されておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会ならびに関係機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【特定健康診査（特定健診）における基本的な考え方】

1. 課税基準日について

消費税率適用の課税基準日は健診実施日となるため、特定健診が2019年9月30日までに実施された場合は8%の消費税率が適用され、2019年10月1日以降に実施された場合は10%の消費税率が適用される。

したがって、来年度途中で契約単価の総額が変わるため、来年度の特定健診の集合契約にあたっては、健診実施機関窓口における費用計算（契約単価×110/108）誤りを防ぐ意味でも、別添の「集合契約における消費税率変更に係る標準的な覚書の例（代表保険者と地域医師会との場合）」に基づき、税率変更前、税率変更後の契約単価（額）を設定しておくことが望ましい。

※2019年10月1日以降は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金において、新たな税率による請求額チェックが行われる予定である。

（別添Q&A 1－1を参照）

2. 健診実施機関における負担額の取扱いについて

〔基本的な考え方〕

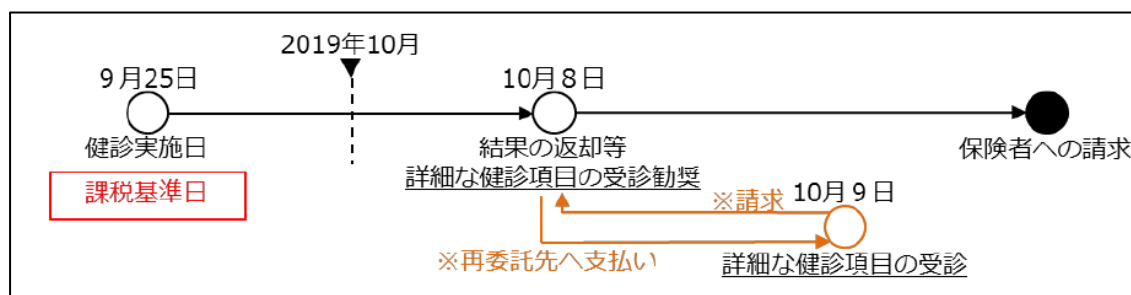
- ・負担額（窓口自己負担定額）を設定している場合、負担額を変更せず、負担額を設定していない側（保険者）に消費税を転嫁する。
- ・被用者保険について、負担額（保険者負担上限額）を設定している場合、負担額を変更せず、負担額を設定していない側（受診者）に消費税を転嫁する。

（別添Q&A 1－2を参照）

※負担率（定率）を設定している場合については、別添Q&Aの1－3を参照

3. 健診実施機関が詳細な健診項目を他の健診実施機関に再委託かつ月をまたいで詳細な健診項目が実施される場合

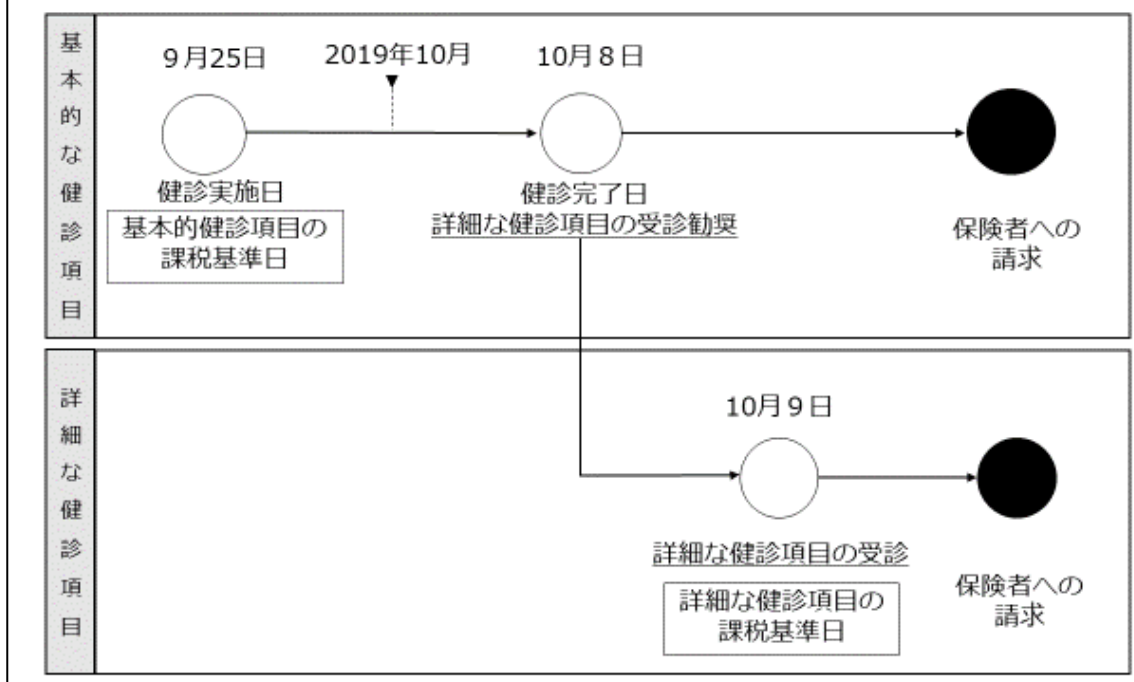
消費税率適用の課税基準日は、基本的な健診項目の実施日となるため、健診実施機関においては、詳細な健診の実施分について、再委託先健診実施機関との間で締結している委託契約に基づき、再委託先健診実施機関からの請求を受けることとなる。



一方で、市町村国保と地域医師会が締結する個別契約において、詳細な健診項目を実施する医療機関等を別途契約締結している場合には、消費税率変更後に実施された詳細健診については変更後の税率で請求できる（それぞれの健診実施日が課税基準日）ため、2019年度の市町村国保との契約交渉における参考とされたい。（次ページ図参照）

保険者が、詳細な健診項目を基本的な健診項目の実施機関とは別の実施機関に委託している場合

- ・基本的な健診項目の実施機関及び詳細な健診項目の実施機関は、保険者に対し、健診実施日を課税基準日として費用を請求する。



(別添Q&Aの1－4※2に基づき日医総研が作成)

【特定保健指導における基本的な考え方】

- ・消費税率変更日をまたいで特定保健指導が実施される場合の自己負担、動機付け支援、積極的支援における消費税率適用の考え方は、従前の取扱い（5％→8％増税時）と同様である。

(別添Q&A 2－1～2－6を参照)

- ・第3期（平成30年度）から運用が開始された初回面接分割実施においては、初回分割面接2回目の実施日が消費税率適用の課税基準日となる。

(別添Q&A 2－7、2－8を参照)

【その他】

- ・特定健診・保健指導の実施機関における請求事務全般に関する取扱いは、従前からの取扱いに変更はなく、健診実施機関は前述の基本的な考え方に則って、請求していただくことになる。

(別添Q&A 3－1～3－10を参照)

[厚生労働省HP掲載場所]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 25 日

(別記) 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の
費用に係る留意事項について

消費税率については、2019 年 10 月 1 日に 8 %から 10%への変更が予定されており、同日以降に行われる資産の譲渡等については、10%の消費税率が適用されることとなります。

これに伴い、特定健康診査及び特定保健指導の実施機関において、2019 年 10 月 1 日以降に実施される特定健康診査及び 2019 年 10 月 1 日以降に終了する特定保健指導の対価（費用）については、原則として 10%の税率が適用されることとなります。

今般、これに関する具体的な消費税率の適用の考え方や請求実務の取扱いについて別紙の Q & A のとおりとりまとめましたので、ご参照の上、適切な対応を図っていただくとともに、貴管内保険者及び関係者への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、国税庁及び公正取引委員会と協議済みであることを申し添えます。

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金

消費税率変更に伴う特定健康診査・特定保健指導
に係る費用の取扱いに関する Q & A
(平成 30 年 12 月 25 日 版)

- ※ 本 Q&A は、2019 年 10 月 1 日に予定されている 8 %から 10%への消費税率変更に伴う取扱いについて示したものである。内容については、5 %から 8 %への消費税率変更に際して発出した「消費税率の引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q & A の改訂について（改訂 2 版）」（平成 26 年 4 月 22 日付け事務連絡）の更新を基本とした上で、新たに設けた問には（新規）と記している。
- ※ 今後、保険者及び健診実施機関、保健指導実施機関等のご意見等に応じた見直しを随時行い、改訂する。
- ※ 本 Q&A は、国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健診・保健指導に関する消費税率の取扱いについて示している。
なお、集合契約 B 以外の契約形態（個別契約等）に基づき実施される特定健診・保健指導であっても、その契約内容が集合契約 B と同様の費用決済方法である場合には、これに準じた取扱いとなる。

目次

1 特定健康診査に係る消費税率適用の考え方について（新規）

- 1－1 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、2019年10月1日以降の消費税率変更後の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。
- 1－2 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者のいずれかに負担額（定額）を設定している場合、2019年10月1日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。
- 1－3 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者に負担率（定率）を設定している場合、2019年10月1日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。
- 1－4 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査の詳細な健診項目等について、健診実施機関が詳細な健診項目を他の健診実施機関に再委託している場合であって、詳細な健診項目の実施年月日が、2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。

2 特定保健指導に係る消費税率適用の考え方について

- 2－1 2019年10月1日をまたいで実施される特定保健指導に係る自己負担への消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。
- 2－2 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。
- 2－3 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。
- 2－4 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。
- 2－5 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。
- 2－6 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施したが、3ヶ月以上の継続的な支援の実施中に途中終了（脱落・資格喪失）となった場合、消費税率の適

用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

2-7 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導の初回分割面接について、初回分割面接2回目の実施年月日が2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。また、実施記録はどのように記載すべきか。（新規）

2-8 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導の初回分割面接について、初回分割面接2回目を受診者の保険者の異動等、保健指導実施機関の事由によらず未完了となり、初回未完了確定日が2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。また、実施記録はどのように記載すべきか。（新規）

3 特定健診・保健指導の実施機関における請求事務の取扱いについて

（消費税率変更に伴う取扱い）

3-1 2019年度の特定健診及び特定保健指導について、2019年9月30日までに終了した場合の当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。

3-2 2019年10月1日以降に実施した特定健診及び2019年10月1日をまたいで実施した特定保健指導についての当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。

3-3 2019年度の特定健診及び特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の請求はどのように行うのか。

3-4 国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトについて、今般の消費税率変更に対応した改修は行われるのか。

3-5 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求する際、月遅れ請求分や消費税率変更後の契約単価に基づく請求分と分けて請求する必要はあるのか。

3-6 今般の消費税率変更に伴い、2019年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。

3-7 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額（10%課税後の額）等の確認は行われるのか。

3-8 2019年10月1日以降に実施した特定健診・保健指導の請求について、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求すべきところ、誤って消費税率変更前の契約単価のまま（消費税率8%が適用された額）で請求してしまった場合、どのような取扱いとなるのか。

3-9 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、その後の健診実施機関や保健指導実施機関への支払いはどのような取扱いとなるのか。

3-10 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健診や保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施することにより、8%の消費税率を含む形で定めた1人あたり委託料単価を10%の消費税率を適用する際に見直す場合の端数の取扱いはどうなるのか。

1 特定健康診査に係る消費税率適用の考え方について (新規)

1-1 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、2019 年 10 月 1 日以降の消費税率変更後の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。

（答）

2019 年 10 月 1 日以降に実施される特定健康診査の対価（費用）については、自己負担及び保険者負担額のいずれについても、10%の消費税率が適用される（2019 年 9 月 30 日までに実施された特定健康診査の対価については、8%の消費税率が適用される）。

特定健康診査の対価への消費税率の適用は、下記の計算式を用いることとなる。

なお、消費税率 10%が適用される対価について、下記の計算式を用いた結果、端数処理の必要が生じた場合に、端数処理の方法により支払合計額が 1 円以上低くなる場合には、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号の「減額」または「買ったたき」に該当するため、留意されたい（※）。

（計算式）

2019 年 10 月 1 日以降の特定健康診査の対価 = 特定健康診査の単価 × 110/108

※ 対応としては、上記の計算方法により端数が生じない単価を設定する等の方法が考えられる。

1-2 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者のいずれかに負担額（定額）を設定している場合、2019 年 10 月 1 日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。

（答）

負担額（定額）を設定している場合、①負担額を変更せず、負担額を設定していない側に消費税を転嫁する、②負担額を変更し、負担額を設定していない側に消費税を転嫁する、③負担額に関わらず保険者及び受診者へ消費税率を転嫁する方法が考えられる。

負担額及び特定健康診査の対価への消費税率の適用は、下記の計算式を用いることとなる。

(計算式)

〔負担額を変更しない場合〕

例 1 : 受診者に負担額を設定している場合

保険者の負担額 = 特定健康診査の単価 × 110/108 - 受診者の負担額

受診者の負担額 = 設定している受診者の負担額

例 2 : 保険者に負担額を設定している場合

保険者の負担額 = 設定している保険者の負担額

受診者の負担額 = 特定健康診査の単価 × 110/108 - 保険者の負担額

※ ②や③といった方法も考えられるが、

- ・ ②のように負担額を変更する場合、代行機関（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）に登録している契約情報マスタの更新が必要となる。また、特定健康診査受診券面上に負担額を記載しているが、消費税率変更前後の異なる負担額を印刷することは想定されていないため、特定健康診査受診券を再発行する等の事務が考えられるが、加入者や健診実施機関における特定健康診査受診券の取り間違いや二重受診の懸念等があり、また、事務が煩雑になること
- ・ ③のように負担額に関わらず保険者及び受診者へ消費税を転嫁する場合、健診実施機関における事務が煩雑になること

から、これらの対応を考えている保険者においては、加入者や健診実施機関の理解が得られるよう、十分な説明が求められることに留意されたい。

1-3 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査について、保険者又は受診者に負担率（定率）を設定している場合、2019 年 10 月 1 日以降の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。

(答)

負担率（定率）を設定している場合、負担率が設定されている者へ消費税を転嫁する。

負担額及び特定健康診査の対価への消費税率の適用は、下記の計算式を用いることとなる。

(計算式)

例 1 : 保険者にのみ負担率が設定されている場合（保険者負担 100%の場合）

保険者の負担額 = 特定健康診査の単価 × 保険者負担率（100/100） × 110/108

例 2：保険者及び受診者に負担率が設定されている場合（保険者負担 90%、受診者負担 10%の場合）

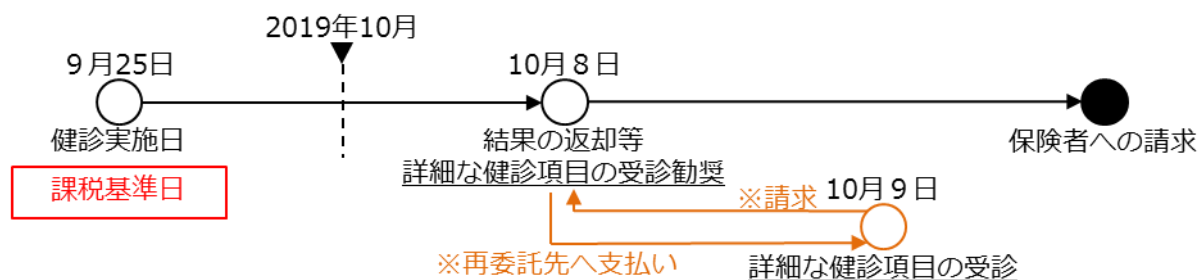
保険者の負担額 = 特定健康診査の単価 × 保険者負担率（90/100） × 110/108

受診者の負担額 = 特定健康診査の単価 × 受診者負担率（10/100） × 110/108

1－4 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健康診査の詳細な健診項目等について、健診実施機関が詳細な健診項目を他の健診実施機関に再委託している場合であって、詳細な健診項目の実施年月日が、2019 年 10 月 1 日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。

（答）

特定健康診査に係る自己負担及び保険者負担額のいずれについても、基本的な健診項目の実施日が課税基準日となる（2019 年 9 月 30 日までに実施している場合は消費税率 8 %が適用される）。



- ※ 1 健診実施機関においては、詳細な健診項目の実施分について、再委託先健診実施機関との間で締結している委託契約に基づき、再委託先健診実施機関からの請求を受けることとなる。
- ※ 2 個別契約において、保険者が基本的な健診項目を実施する健診実施機関とは別に、眼底検査等の詳細な健診項目についてのみ別の健診実施機関と契約をしている場合、それぞれの健診実施日が課税基準日となる。

2 特定保健指導に係る消費税率適用の考え方について

2-1 2019 年 10 月 1 日をまたいで実施される特定保健指導に係る自己負担への消費税率の適用は、どのように取り扱うのか。

(答)

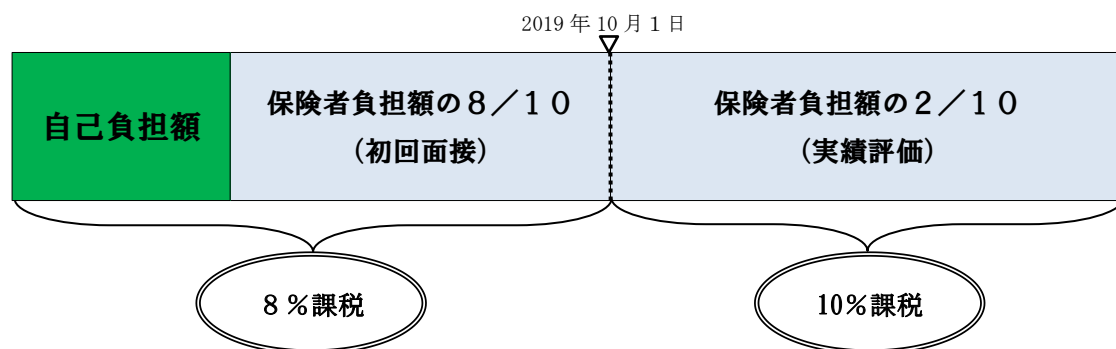
特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（2019 年 9 月 30 日までは 8 %）が適用される。

2-2 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約 B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019 年 10 月 1 日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

(答)

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（8 %）が適用される。

一方、保険者負担額については、保険者負担額の 8/10 相当額については 8 %の消費税率が適用され、保険者負担額の 2/10 相当額については 10%の消費税率が適用される。



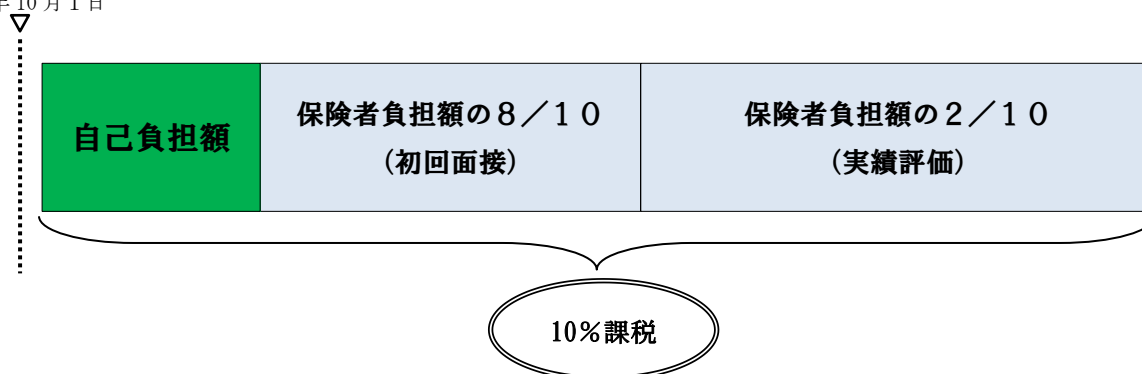
2-3 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（動機付け支援のケース）。

（答）

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（10%）が適用される。

また保険者負担額についても、保険者負担額の 8/10 相当額及び保険者負担額の 2/10 相当額の消費税率はともに 10%が適用される。

2019年10月1日

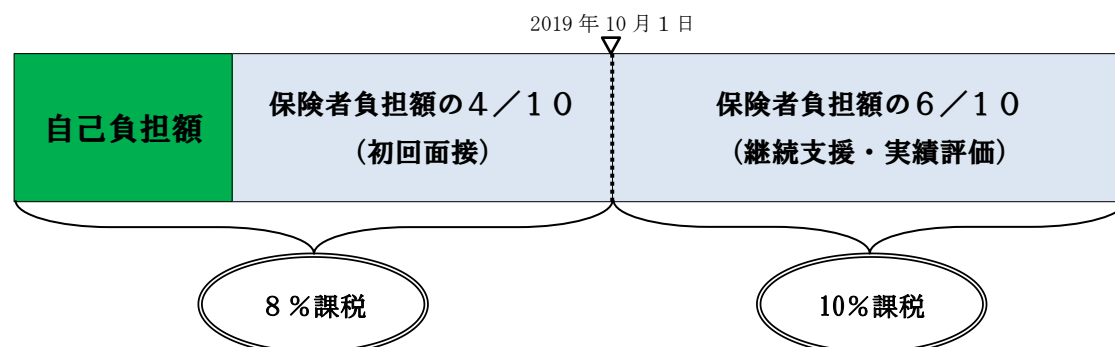


2-4 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

（答）

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（8%）が適用される。

一方、保険者負担額については、保険者負担額の 4/10 相当額については 8%の消費税率が適用され、保険者負担額の 6/10 相当額については 10%の消費税率が適用される。



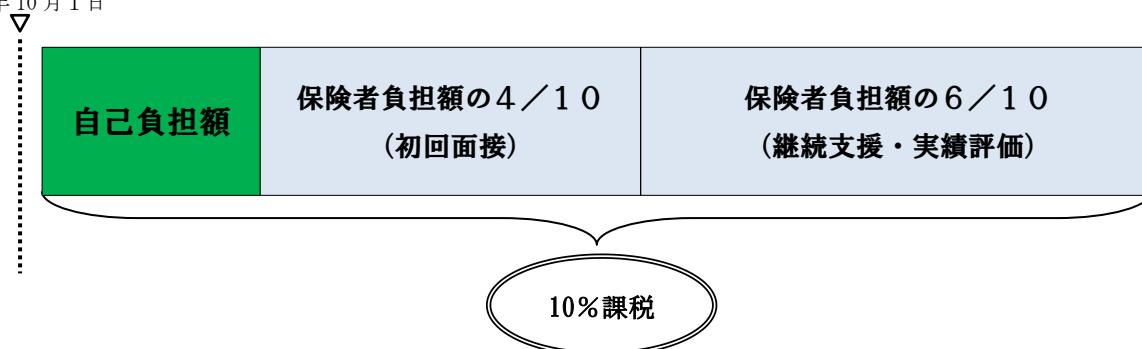
2-5 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

（答）

特定保健指導に係る自己負担については、保健指導実施機関が初回面接終了後に全額徴収するものであり、初回面接時点における消費税率（10%）が適用される。

また保険者負担額についても、保険者負担額の4/10相当額及び保険者負担額の6/10相当額の消費税率はともに10%が適用される。

2019年10月1日



2-6 国で示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導について、2019年10月1日をまたいで実施したが、3ヶ月以上の継続的な支援の実施中に途中終了（脱落・資格喪失）となった場合、消費税率の適用は、どのように取り扱うのか（積極的支援のケース）。

（答）

脱落による途中終了の場合、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き2-8-3途中終了（脱落・資格喪失等）の取扱い」（以下、「手引きにおける取扱い」という。）①の脱落確定日（※1）が、保健指導機関による役務の提供が終了した日となるため、脱落確定日が2019年10月1日以降である場合には、継続的な支援に関して支払われる委託料には10%の消費税率が適用される。

また、退職など資格喪失による途中終了の場合、手引きにおける取扱い②の利用停止の日付（※2）が、保健指導機関による役務の提供が終了した日となるため、利用停止の日付が2019年10月1日以降である場合には、継続的な支援に関して支払われる委託料には10%の消費税率が適用される。

※1 実施予定日に利用がなく、代替日の設定が無い、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過した時点で、保健指導機関から医療保険者及び利用者（対象者）に脱落者として認定する旨を通知する。脱落認定の通知後2週間以

内に利用者（対象者）から再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了と確定し、保健指導機関から保険者に確定した旨を通知。（手引きにおける取扱いより抜粋。）

- ※2 資格喪失となることが明らかとなった時点で、保険者は、保健指導実施中の委託先保健指導機関および利用者（対象者）に資格喪失による利用停止（及びその日付）を通知する。（手引きにおける取扱いより抜粋。）

2-7 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導の初回分割面接について、初回分割面接2回目の実施年月日が2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。また、実施記録はどのように記載すべきか。（新規）

（答）

初回分割面接2回目の実施年月日を課税基準日として請求することになり、初回面接に関して支払われる委託料は10%の消費税率を適用される（課税基準日が属する日が2019年9月30日までであれば8%が適用される）。

特定保健指導情報ファイルの記入方法は、「実施年月日」に初回分割面接2回目の日付を入力し、「実施時点」に「1：開始時」を入力することとなる。

2-8 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定保健指導の初回分割面接について、初回分割面接2回目を受診者の保険者の異動等、保健指導実施機関の事由によらず未完了となり、初回未完了確定日が2019年10月1日をまたいだ場合の消費税率変更後の消費税の適用は、どのように取り扱うのか。また、実施記録はどのように記載すべきか。（新規）

（答）

初回分割面接2回目が未完了となった場合には、初回未完了確定日を課税基準日として請求することになり、初回面接に関して支払われる委託料は10%の消費税率を適用される（課税基準日が属する日が2019年9月30日までであれば8%が適用される）。

特定保健指導情報ファイルの記入方法は、「実施年月日」に初回未完了確定日の日付を入力し、「実施時点」に「5：初回未完了」を入力することとなる。

3 特定健診・保健指導の実施機関における請求事務の取扱いについて

(消費税率変更に伴う取扱い)

3-1 2019年度の特定健診及び特定保健指導について、2019年9月30日までに終了した場合の当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。

(答)

消費税率変更前の契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。

3-2 2019年10月1日以降に実施した特定健診及び2019年10月1日をまたいで実施した特定保健指導についての当該健診及び当該指導の費用の請求はどのように行うのか。

(答)

初回面接が2019年9月30日までに実施された特定保健指導費用については、消費税率変更前の契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。

2019年10月1日以降に実施した特定健診費用及び初回面接が2019年10月1日以降に実施された特定保健指導費用については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた決済代行方法に基づいた請求を行う。

なお、国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金における請求額のチェック処理については、消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じた上で、請求額と突合する。また、決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、都道府県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金本部において照会対応を行うこととしている。

※ 上記は国で示している集合契約Bに係る請求方法に関する取扱いを示したものであり、その他、保険者と保健指導実施機関との直接契約（個別契約）等に基づき実施する当該指導費用の請求方法の取扱いについては、個別に保険者に確認されたい。

3-3 2019年度の特定健診及び特定保健指導について、2019年10月1日以降になってから実施した場合の請求方法はどのように行うのか。

(答)

設問「3-2」と同じ。

3-4 国立保健医療科学院が提供しているフリーソフトについて、今般の消費税率変更に対応した改修は行われるのか。

(答)

現在リリースされているフリーソフトにおいて、2019年10月1日に予定されている消費税率変更に伴い、改修が必要となる事項について精査しているところである。
改修内容やフリーソフトの公開等に関しては、追って情報を提供する予定である。

3-5 消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求する際、月遅れ請求分や消費税率変更後の契約単価に基づく請求分と分けて請求する必要はあるのか。

(答)

同一のファイルにて請求して差し支えない。

※ 上記は国で示している集合契約Bに係る請求方法に関する取扱いを示したものであり、その他、保険者と保健指導実施機関との直接契約（個別契約）等に基づき実施する当該指導費用の請求方法の取扱いについては、個別に保険者に確認されたい。

3-6 今般の消費税率変更に伴い、2019年度委託契約書の見直しを行う必要があるのか。

(答)

消費税率変更前の契約単価に110/108を乗じて得た額を用いた請求・支払が生じることから、この取扱いに関して、あらかじめ消費税率変更後の対応に係る規定を契約書に付記する又は合意文書（覚書等）を締結する等の対応が必要と考えられる。

なお、国において、消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更に係る集合契約における標準的な覚書の例を提示しているため参照されたい。

3-7 消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、当該基金において請求金額（10%課税後の額）等の確認は行われるのか。

（答）

消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額を記載した契約書又は覚書の情報は、保険者協議会から社会保険診療報酬支払基金に提供されるため、当該情報を当該基金の契約情報マスタに登録することにより、システム上で請求額のチェックが可能となる。

具体的には、実施機関から消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額を用いて請求があった場合、当該基金において契約情報マスタと請求データの突合をシステム上で行う。請求単価が契約情報マスタ上の単価と一致しない請求データ、あるいは契約情報マスタ上の単価に請求単価より安い単価がある請求データについては、「要確認データ」としてシステム上、確認要求されることになる。その際、目視にて、

- ① 2019 年 10 月 1 日以降に実施された特定健診又は特定保健指導であること
- ② 請求金額と消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額が合致していること

の 2 点を確認することになる。

また、請求金額と消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額とが相違している場合には、電話により請求元（実施機関）等に請求内容の確認を行うこととしている。

3-8 2019 年 10 月 1 日以降に実施した特定健診・保健指導の請求について、消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求すべきところ、誤って消費税率変更前の契約単価のまま（消費税率 8%が適用された額）で請求してしまった場合、どのような取扱いとなるのか。

（答）

特定健診又は特定保健指導の実施年月日が 2019 年 10 月 1 日以降であるにも関わらず、健診実施機関又は保健指導実施機関が誤って消費税率変更前の契約単価のまま（消費税率 8%が適用された額）で請求した場合、本来 10%の消費税率が適用されるべき取引であることから返戻となる。健診実施機関又は保健指導実施機関においては、返戻された場合、特定健診又は特定保健指導の実施年月日を確認の上、消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額で再度請求されたい。

3-9 消費税率変更前の契約単価に 110/108 を乗じて得た額を用いて社会保険診療報酬支払基金へ請求した場合、その後の健診実施機関や保健指導実施機関への支払いはどのような取扱いとなるのか。

(答)

毎月 5 日（休日等の場合は翌営業日）までに健診実施機関や保健指導実施機関から請求のあった分については、

- ① 翌月 10 日に保険者へ請求
- ② 翌月 20 日前後に当該実施機関に支払い

といった取扱いとなる。

（具体的には、11 月 5 日までに請求のあった分については、12 月 10 日に保険者へ請求され、12 月 20 日前後に健診実施機関や保健指導実施機関へ支払いがなされる。）

3-10 国が示している集合契約における標準的な契約書（集合契約B）のひな形に基づき委託契約を締結して実施する特定健診や保健指導について、2019 年 10 月 1 日をまたいで実施することにより、8%の消費税率を含む形で定めた 1 人あたり委託料単価を 10%の消費税率を適用する際に見直す場合の端数の取扱いはどうなるのか。

(答)

既存の契約書において、特定健診や保健指導の委託料を総額表示により、「1 人当たり委託料単価（消費税含む。）」として定めている場合、当該単価に 110/108 を乗じた結果、端数処理の必要が生じた場合に、端数処理の方法により支払合計額が 1 円以上低くなる場合には、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号の「減額」または「買いたたき」に該当するため、留意されたい（※1）。

なお、受診者等の自己負担における端数処理については、「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成 16 年 2 月 19 日国税庁長官）により、契約当事者間において適切に定められたい（※2）。

※1 対応としては、問 1-1 に掲出している計算方法により端数が生じない単価を設定する等の方法が考えられる。

※2 総額表示の場合における消費税額の計算において生じた円未満の端数の整理については、切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれによることも可能である。（「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成 16 年 2 月 19 日国税庁長官）より）

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 25 日

(別記) 御中

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更後の特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書について

消費税率については、2019 年 10 月 1 日に 8 %から 10%への変更が予定されており、特定健康診査及び特定保健指導に係る具体的な消費税率の適用の考え方や請求実務の取扱いについては、「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成 30 年 12 月 25 日付け事務連絡）においてお示ししたところです。

また、特定健康診査及び特定保健指導の集合契約における標準的な契約書の例につきましては、従前より、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3 版）」の付属資料 2－4 においてお示ししているところです。

今般の消費税率変更の対応に係る委託契約においては、上記事務連絡の別紙 Q&A の問 3－6 において、消費税率変更に係る集合契約における標準的な契約書の例及び消費税率変更に係る集合契約における標準的な覚書の例を提示することとしております。この契約書の例及び覚書の例について、別添 1 及び別添 2 のとおりお示ししましたので、ご参照の上、適宜ご活用いただくとともに、貴管内保険者及び関係者への周知をお願いいたします。

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健康診査当日に初回面接を行う場合のセット券（以下、「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、●年4月1日から●年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 委託料は、●●市が乙と定めた委託料の単価を参考とし、別紙内訳書のとおりとする。

（消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い）

第6条 この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率又は地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

2 前項における具体的な取扱いは、厚生労働省が発出している「消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用に係る留意事項について」（平成30年12月25日付け事務連絡）に準拠するものとする。

（委託料の請求）

第7条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下、「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集会的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集会的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のよ

うに定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等

の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第15条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- （2）自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- （4）本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（協 議）

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

●年4月1日

委託者（甲）

●●●健康保険組合ほか○保険者

契約代表者

●●●健康保険組合

（保険者番号 XXXXXXXX）

●●県●●市●●●1－1－1

理事長 ● ● ● ●

受託者（乙）

●●社団法人●●市（●●県）医師会

●●県●●市●●●1－1－1

会長 ● ● ● ●

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール※2
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビン A 1 c
			随時血糖※3
		尿検査※4	糖
			蛋白
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
		血清クレアチニン及び eGFR	
特定保健指導	動機付け支援	(標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】第3編第3章 3-3(2)を参考に、実施形態等を定め、この欄に具体的に記述)※単に「プログラムのとおり」等の記述は不可。	
	積極的支援	初回面接の形態	(標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】第3編第3章 3-3(3)を参考に、実施形態等を定め、この欄に具体的に記述)※単に「プログラムのとおり」等の記述は不可。
		3ヶ月以上の継続的な支援	
		実施ポイント数 主な実施形態	
	終了時評価の形態		
保険者独自の追加健診項目		(集合契約にて合意できる共通の追加項目が設定できる場合は、この欄に具体的に記載)	

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP 値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

- ※5 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分			1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
			個別健診	集団健診	
特定健康診査※1	基本的な健診の項目		〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		心電図検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		眼底検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		血清クレアチニン検査及び eGFR	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)		〇,〇〇〇円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払※3 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援		〇〇,〇〇〇円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払※3 ・残る 6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払
追加健診項目			円		・健診実施後に一括
			円		
			円		

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2 回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1 回目を実施する前に初回分割面接 2 回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
 - ※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従

うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

集合契約における消費税率変更に係る標準的な覚書の例(代表保険者と地域医師会との場合)

このひな型は、関係者間で、被用者保険による集合契約 B(各市町村における国保の実施機関との契約)において使用することとされているものであり(なお集合契約 A(被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約)においてもこれを準用)、その他の集合契約(市町村国保と地域医師会との契約を含む)や市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合は、必ずしもこのひな型にとられる必要はなく、当事者間で自由に定められたい。

契約番号：●●●●●●●●

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、●●●健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と●●●社団法人●●●市(●●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)第 3 条の規定により改正された消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 69 号)第 2 条の規定により改正された地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)(いずれも平成 31 年 10 月 1 日施行予定)に則り、●年●月●日付けをもって締結した●●●委託契約書(以下「契約書」とする。)について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、●年 10 月 1 日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「【税率変更後】1 人当たり委託料単価(消費税含む)」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

●年 10 月 1 日

委託者(甲)

●●●健康保険組合ほか○保険者

契約代表者

●●●健康保険組合

(保険者番号 XXXXXXXX)

●●●県●●●市●●●● 1 - 1 - 1

理事長 ● ● ● ●

受託者(乙)

●●●社団法人●●●市(●●●県)医師会

●●●県●●●市●●●● 1 - 1 - 1

会長 ● ● ● ●

内 訳 書

区分			【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2
			個別健診	集団健診	個別健診	集団健診	
特定健康診査※1	基本的な健診の項目		〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		心電図検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		眼底検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		血清クレアチニン検査及び e G F R	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
特定保健指導※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)		〇,〇〇〇円		〇,〇〇〇円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払※3 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援		〇〇,〇〇〇円		〇〇,〇〇〇円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払※3 ・残る 6/10 (内訳としては 3 ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10) は実績評価終了後に支払 ・3 ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払
追加健診項目			円		円		・健診実施後に一括
			円		円		
			円		円		

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2 回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1 回目を実施する前に初回分割面接 2 回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接 2 回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接 2 回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接 1 回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接 2 回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接 2 回目を終了させる）よう試みる。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。